

令和2年10月26日から

「法定相続情報一覧図の写し」が年金手続きの添付書類として使用できるようになりました

- ▶ 令和2年10月26日から、被相続人の死亡に起因する年金等手続き（遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求に係る手続き）において、死亡した方との身分関係等を証する添付書類の一つとして、「法定相続情報一覧図の写し」をお使いいただけます。

「法定相続情報一覧図の写し」について

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、あわせて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただくことで、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付するものです。

その後の相続手続きや遺族年金等の請求手続きの際には、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことが可能となります。

※「法定相続情報証明制度」に関するお問い合わせは、法務局（登記所）へお願いいたします。

留意事項

- ▶ 法定相続情報一覧図の写しは、被相続人（死亡者）と相続人（請求者）の身分関係等を証明するものであることから、被相続人の死亡に起因しない老齢基礎年金等の請求手続きに使用することはできません。
- ▶ また、婚姻期間の確認が必要となる寡婦年金の請求手続きに使用することはできません。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>